

議案第四十四号

曹源寺地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の  
時期及び方法について

次のとおり曹源寺地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法につ  
いて、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十  
六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

- 一 事業の名称 ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）
- 二 施行場所 東伯郡三朝町大字曹源寺地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の三〇パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 各年度毎に工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。